

クリーニング所（取次所）の施設基準と衛生措置基準等について

「取次所」とは、クリーニング所のうち、洗濯をしないで洗濯物の受取及び引渡しをする施設のことをいいます。
【福岡市クリーニング業法施行条例第2条】

1 面積の目安 **【市条例第3条】**
 クリーニング所の広さは、洗濯物の処理又は受取及び引渡し並びに衛生の保持のため十分なものであること。

2 構造基準 **【クリーニング業法第3条，市条例第3条】**

区分	規 定
施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・外部，住居及びクリーニング所以外の施設と隔壁等により区分し，洗濯物を処理する用途以外の用途に併用しないこと。ただし，衛生の保持に支障のない範囲で開放部分を設けることができる。 ・採光，照明及び換気を十分に行うことができる構造及び設備とすること。 ・洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事する者の手指を消毒するための設備を設けること。

○指定洗濯物（※）を取り扱う施設の場合の追加事項

施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・指定洗濯物を取り扱うクリーニング所にあつては，当該指定洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための専用の容器又は場所を設けるとともに，その使用の区分を表示すること。この場合において，当該容器又は場所については，使用の都度，消毒すること。
運搬車両	<ul style="list-style-type: none"> ・指定洗濯物を運搬する車両にあつては，当該指定洗濯物を他の洗濯物と区分するための専用の容器を備えるとともに，その使用の区分を表示すること。この場合において，当該容器については，使用の都度，消毒すること。

※指定洗濯物 【クリーニング業法施行規則第1条】

- ①伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの。
- ②伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの。
- ③おむつ，パンツその他これらに類するもの。
- ④手ぬぐい，タオルその他これらに類するもの。
- ⑤病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これらに類するもの。

3 衛生措置基準 **【法第3条，市条例第3条】**

- ・営業者は，クリーニング所以外において，営業として洗たく物の処理を行い，又は行わせてはならない。
- ・洗濯が終わっていない洗濯物を取り扱う業務に従事する者については，当該業務の終了後に手洗いをさせるとともに，必要に応じて手指を消毒させること。
- ・クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。））並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。

4 利用者に対する説明義務 **【法第3条の2，施行規則第1条の2】**

- ・営業者は，洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは，あらかじめ，利用者に対し，洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- ・営業者は，洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては，厚生労働省令で定めるところにより（※），利用者に対し，苦情の申出先を明示しなければならない。

- ※①苦情の申出先となるクリーニング所の名称，所在地及び電話番号を店頭に掲示する。
- ②洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際に，上記掲示事項を記載した書面を配付する。

6 従事者講習について

【法第8条の3、施行規則第10条の3】

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

研修受講人数：(従事者数÷5)人 ※1人未満の場合は1人、端数が出た場合は切り上げ。

研修受講時期：①クリーニング所開設日から1年以内に1回

②前回受講日から3年ごとに1回

※クリーニング師研修受講者は、従事者講習を受講したものとみなす。

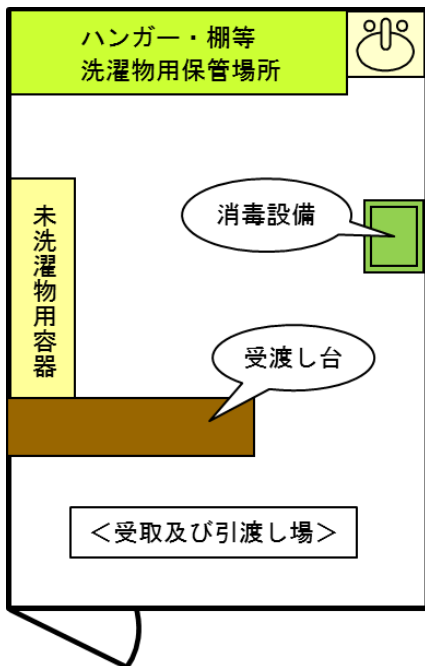
7 クリーニング所への必要事項の掲示

【市条例第4条、市細則第6条】

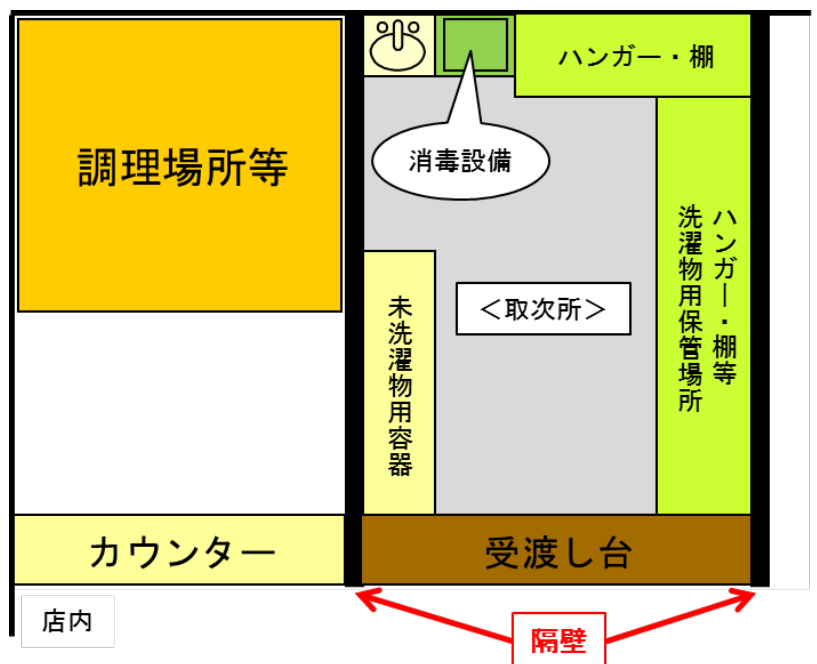
営業者は、規則で定める事項(クリーニング所の名称・所在地・検査確認番号)を、クリーニング所の見やすい場所に掲示しなければならない。

<施設平面図 (例)>

(1) 取次所単独の場合



(2) 取次所とそれ以外の施設を併設する場合



各区保健福祉センター衛生課 環境係 連絡先

東区 TEL 092-645-1112 FAX 092-645-1114

博多区 TEL 092-419-1125 FAX 092-434-0007

中央区 TEL 092-761-7351 FAX 092-734-1690

南区 TEL 092-559-5161 FAX 092-559-5149

城南区 TEL 092-831-4219 FAX 092-822-5844

早良区 TEL 092-851-6602 FAX 092-822-5733

西区 TEL 092-895-7094 FAX 092-891-9894

平成26年4月1日作成